



気仙沼市選挙管理委員会告示第7号

令和6年6月3日現在における、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和6年6月3日

気仙沼市選挙管理委員会

委員長 岡本 寛



- 1 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による50分の1の数
1, 013名
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による6分の1の数
8, 442名